

高齢者見守り相談事業委託に係るプロポーザル実施要領

1 件名

高齢者見守り相談事業委託

2 目的

この事業は、一人暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口（以下、「高齢者見守り相談窓口」という。）を設置して高齢者の在宅生活の安心を確保することを目的とする。

3 委託期間

準備期間：契約確定日の翌日から令和9年3月31日

開設期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 高齢者見守り相談窓口概要

(1) 高齢者見守り相談窓口の設置及び位置

高齢者見守り相談窓口を福生市内に設置すること。特別養護老人ホームや地域包括支援センター等、既存の高齢者施設への併設も可能とする。

(2) 職員の配置等

高齢者見守り相談窓口に専従相談員を2名以上（常勤1名、非常勤1名以上）配置して事業を実施する。

相談員は、原則として社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者とする。ただし、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の事業内容に関する実務経験があり、業務遂行に支障がないと市が認めた者を充てることを可能とする。

5 委託料

委託料は事業を実施する令和9年度から令和13年度までの各年度当たり13,200,000円（税込み）以内とする。委託料には、人件費、事務費、備品費、事務所使用料等を含む。

6 委託業務内容

(1) 高齢者見守り相談窓口の設置

(2) 高齢者等の情報収集、生活実態の把握及び見守り

ア 介護保険サービス又は地域包括支援センター等の支援を受けていない高齢者について、戸別訪問や電話等の適切な手段により情報収集・生活実態の把握を行い、支援が必要であるのに自ら声をあげない高齢者の掘り起こしを行うこと。

イ 地域住民等から高齢者の心配情報が寄せられた場合、必要があると認められる時は戸別訪問により状況確認を実施すること。

ウ ア及びイの方法により生活実態を把握した高齢者について、必要があれば支援又は定期的な見守りにつなげること。

(3) 地域包括支援センターとの連携

在宅高齢者及び家族等の相談に適切に応じられるように、市、地域包括支援センター、その他関係機関との連絡を密にし、連携を行うこと。

相談の際、介護保険の申請が必要と考えられる場合や対応困難な事例であると判断される場合は、地域包括支援センター等の関係機関へ円滑に引き継ぎ、適切な支援を行うこと。

相談記録等は、地域包括支援センターと共有できるように地域包括支援センターシステムに入力すること。

(4) 地域ケア会議、地域包括支援センター連絡会等への出席

(5) その他必要と認められる事務

7 提案内容

次の項目に関する提案内容を総合的に判断し業者を選定する。

(1) 運営理念

(2) 事業に対する理解と実施方法及び体制

(3) 高齢者見守り相談窓口の設置予定場所

(4) 収支計画

(5) 応募事業者の福祉事業としての今までの実績

(6) 事業実施に当たっての応募事業者のアピールポイント

8 参加要件

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる(1)～(8)の要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は公告日とする。

(1) 介護保険サービスを提供する(福祉用具貸与・販売のみは除く。)事業所を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されていないもの。

(3) 特定の者又は政党及び宗教を推薦、支持若しくは、反対することを目的としていないもの。

(4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等)にないもの。

(5) 市の特別職、行政委員会委員及び議員の職にある者が、無限責任社員、役員若しくはこれに準ずる者、支配人及び清算人になっていないもの。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないもの。

(7) 国税(法人税、消費税)又は地方税(法人事業税、法人住民税)を滞納していないもの。また、その団体等の長が所得税、住民税を滞納していないもの。

(8) 公告日から契約締結日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないもの。

企画提案参加有資格者が、契約締結日までに、上記(1)から(8)までの企画提案参加資格要件を満たさなくなったときは、契約締結を行わない。

9 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した提出書類一式を指定した申請場所に申請期間内に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から令和8年7月15日（水）午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 申請場所

福生市総務部契約管財課契約係

(3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（指定書式） 1部

福生市ホームページからダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。

イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※発行後3か月以内 1部

ウ 法人の財務状況に関する書類（直近1年分）各1部

エ 印鑑証明書 ※発行後3か月以内 1部

オ 納税証明書（直近年度のもので未納がないことが確認できるもの）

※発行後3か月以内

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税） 各1部

・申込業者が所在する都道府県民税（法人事業税） 1部

カ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票＜表裏両面＞（写し） 1部

※カを提出する場合は、イからオまでの書類を省略することができるものとする。

10 参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は、令和8年7月24日（金）に通知する。

11 仕様書等の貸出し

企画提案参加申請書等により参加資格確認後、仕様書等の貸出しを令和8年7月24日（金）に行う。

12 質疑の提出及び回答

(1) 提出期限：令和8年8月7日（金）午前10時まで（必着）

本委託の内容等に関する質問は、質疑書（任意様式）をもって行うこと。FAX、E-mailによる質問も認めるが、その場合は、契約管財課契約係のFAX番号、アドレスに送信後、電話にてその旨を連絡すること。

また、電話、口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

契約担当：総務部契約管財課契約係

電話：042-551-1539（直通）

FAX：042-553-4451

メールアドレス：f-keiyak@city.fussa.lg.jp

(2) 回答日：令和8年8月13日（木）午後5時まで

回答は、FAX又はE-mailにて全事業者へ通知する。

13 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類及び必要部数

ア 企画提案書 7部

様式は任意とするが「7 提案内容」についての内容を取り入れること。

イ 参考見積書（任意様式、内訳を含む） 1部

※提示金額は、税込みとすること。

ウ 法人概要 7部

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年8月21日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出場所：福生市役所契約管財課契約係（庁舎第1棟5階）

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

14 審査方法

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

ア 日程 令和8年8月27日（木）（予定）

なおプレゼンテーション時間の決定については契約係への提出書類の提出順とする。

イ 場所 福生市役所 第1棟2階第2会議室（予定）

ウ 実施方法

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、15で示す審査基準に基づいて審査し、最も優れている提案を特定する。

提案時間は20分以内（おおむね提案10分、質疑応答10分）とする。なお、機材等の準備をする場合は、開始前に別途時間を設ける。

プロジェクター使用等のプレゼンテーションの方式は問わないが、全て事業者にて用意すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は、受注候補者の特定後速やかに企画提案者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。また、この企画競争によって特定された者は、最適なものとして特定しただけであり、この企画競争を経た後、契約を締結するまでは契約関係を生じないものとする。

15 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 高齢者見守り相談事業の趣旨や設置目的を理解しているか。

(2) 事業の安定的・継続的な実施が図られるかどうか。

(3) 人員体制は充実しているか。

(4) 地域包括支援センター及び地域のネットワークとどのように連携を行うか。

(5) 市内全域を訪問するのに適した設置場所であるか。

(6) 高齢者見守り相談事業に対して熱意はあるか。

16 日程

公告、募集開始	令和8年7月1日（水）
募集締切	令和8年7月15日（水）
図書配布	令和8年7月24日（金）
質問受付締切	令和8年8月7日（金）午前10時まで
質問回答	令和8年8月13日（木）午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和8年8月21日（金）午後3時まで
プレゼンテーション	令和8年8月27日（木）（予定）
結果通知	令和8年9月4日（金）（予定）
契約締結	令和8年10月1日（木）（予定）
高齢者見守り相談事業開始	令和9年4月1日（木）

17 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に著しく適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「5 委託料」を超過したもの

18 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

19 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 参加の意思がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出すること。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 福生市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

20 担当部署（提出・問合せ先）

福生市役所総務部契約管財課契約係

福生市本町5番地

電話 042-551-1539（直通）